

館林市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正されます。この改正により、個人情報の取扱い等が国、地方公共団体等で一元化され、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも直接適用されることとなります（令和5年4月1日施行）。そのため、現行の館林市個人情報保護条例を廃止し、新たな制度に対応する「館林市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「施行条例」という。）を新規制定します。

2 施行条例（案）の主な内容

(1) 政令で定める数に満たない個人情報ファイル簿の作成及び公表について

法第75条第1項の規定により、市が保有している政令で定める数（1000人）以上を対象にした個人情報ファイル（※）について、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが義務づけられます。

施行条例において、政令で定める数に満たない個人情報ファイルについても、法と同様に個人情報ファイル簿を作成し、公表とするものです。

※ 市が保有している個人情報を含む情報の集合物であり、事務のために電子計算機で検索できるように構成したもの等をいいます。

(2) 開示決定の期限について

法第76条の規定により、行政機関が保有する自己に関する個人情報について、開示を請求することができます。法第83条第1項の規定により、この開示請求に係る開示の可否の決定期限は開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされていますが、施行条例において、当該決定期限を開示請求があった日から14日以内とするものです。

(3) 開示請求に係る手数料について

法第89条第2項の規定により、行政機関が保有する自己に関する個人情報について開示請求をする者は手数料を納めなければならないとされていますが、施行条例において、当該手数料は無料とし、当該開示に要した実費のみを請求とするものです。

ただし、経済的困難その他市長が特別の事情があると認める場合は、当該実費を減免することができるものとするものです。

(4) 審査会への諮問について

法第129条の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合において、審議会その他合議制の機関に諮問することができるとされています。施行条例において、その施行に合わせて設置する予定の個人情報保護審査会に諮問することができるものとするものです。

3 施行条例の施行日

令和5年4月1日